

平成１７年（２００５）旭市議会第２回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 平成１７年１１月９日（水）

付議事件	１
出席委員	１
欠席委員	２
委員外出席者	２
説明のため出席した者	２
事務局職員出席者	２
開会	３
委員長の選任	３
副委員長の選任	４
決算審査分科会の設置	５
決算審査分科会委員の選任	６
議案の付託	７
散会	８



決算審査特別委員会 平成１７年１１月１８日（金）

付議事件	９
出席委員	１０
欠席委員	１１
委員外出席者	１１
説明のため出席した者	１１
事務局職員出席者	１１
開会	１２
各分科会長の報告	１３
各分科会長の報告に対する質疑	２０
議案の採決	２２

閉会	2 8
----	-----



公営企業常任委員会 平成17年11月21日（月）

付議事件	3 1
出席委員	3 1
欠席委員	3 1
委員外出席者	3 1
説明のため出席した者	3 1
事務局職員出席者	3 2
開会	3 3
議案の説明、質疑	3 3
議案の採決	3 6
所管事項の報告	3 7
閉会	4 0



総務常任委員会 平成17年11月21日（月）

付議事件	4 3
出席委員	4 3
欠席委員	4 3
委員外出席者	4 4
説明のため出席した者	4 4
事務局職員出席者	4 4
開会	4 5
議案の説明、質疑	4 5
議案の採決	4 8
所管事項の報告	4 9

閉会	4 9
----	-----



文教福祉常任委員会 平成17年11月22日(火)

付議事件	5 3
出席委員	5 3
欠席委員	5 3
委員外出席者	5 3
説明のため出席した者	5 3
事務局職員出席者	5 4
開会	5 5
議案の説明、質疑	5 6
議案の採決	5 8
所管事項の報告	5 8
請願の審査	6 0
請願の採決	6 6
決議案の説明	6 6
閉会	7 0



建設経済常任委員会 平成17年11月22日(火)

付議事件	7 3
出席委員	7 3
欠席委員	7 3
委員外出席者	7 3
説明のため出席した者	7 3
事務局職員出席者	7 3
開会	7 5

議案の説明、質疑	7 5
議案の採決	7 8
所管事項の報告	7 8
閉会	8 2

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成17年11月9日（水曜日）

付議事件

委員長の選任

副委員長の選任

決算審査分科会の設置

決算審査分科会委員の選任

議案の付託

出席委員（57名）

委員長	金 杉 佐久治
委員	林 一 哉
委員	松 木 源太郎
委員	伊 藤 清 昌
委員	鈴 木 正 道
委員	蔵佐原 滋 之
委員	在 田 榮 治
委員	向 後 和 夫
委員	佐 藤 文 雄
委員	成 毛 秀 夫
委員	石 毛 忠 雄
委員	大 興 博
委員	加 瀬 義 夫
委員	藤 田 昌 功
委員	小 倉 輝 行
委員	明 智 忠 直
委員	齊 藤 勝 昭
委員	日 下 昭 治
委員	佐久間 茂 樹

副委員長	菱 木 勘兵エ
委員	伊 藤 鐵
委員	阿 部 一 成
委員	羽 田 清太郎
委員	木 内 茂
委員	高 橋 敬
委員	高 橋 利 彦
委員	久須美 佐 内
委員	島 田 壽 雄
委員	岩 崎 好 治
委員	向 後 保 夫
委員	木 内 兵 衛
委員	相 澤 多喜壽
委員	菅 谷 源兵衛
委員	林 一 雄
委員	林 俊 介
委員	平 野 浩
委員	大久保 源 一
委員	伊知地 直

委 員	浪 川 光 平
委 員	柴 田 徹 也
委 員	内 田 芳 助
委 員	鶴 谷 富 士 男
委 員	石 毛 昭 夫
委 員	高 野 宇 一 郎
委 員	向 後 悦 世
委 員	林 七 巳
委 員	伊 藤 房 代
委 員	角 崎 浩 一

委 員	佐 藤 芳 民
委 員	佐 藤 章 吾
委 員	滑 川 公 英
委 員	長 谷 川 喜 代 司
委 員	高 木 寛
委 員	景 山 岩 三 郎
委 員	山 田 芳 邦
委 員	越 川 芳 男
委 員	日 向 一 晴

欠席委員（３名）

委 員	江 波 戸 邦 夫
委 員	宮 内 真 二

委 員	嶋 田 正 治
-----	---------

委員外出席者（２名）

議 長	林 正 一 郎
-----	---------

副 議 長	嶋 田 茂 樹
-------	---------

説明のため出席した者（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一
主 査	穴 澤 昭 和
主 任 主 事	飯 田 裕 紀 子
主 事	山 崎 香 里

事 務 局 次 長	堀 江 通 洋
主 任 主 事	石 毛 勝 子
主 任 主 事	飯 笹 浩 一

開会 午前 11 時 20 分

○事務局長（来栖昭一） それでは、本会議でお疲れのところ大変ご苦勞さまでございます。

ただいまより決算審査特別委員会を開催するにあたりまして、委員長が選出されておられませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます阿部一成委員に座長を務めていただきたいと思います。

それでは、阿部委員、よろしくお願いをいたします。

（座長 阿部一成 委員長席に着席）

○座長（阿部一成） ただいまご指名いただきました阿部一成でございます。

委員長が選出されるまでしばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は57名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、委員会条例第9条の規定により委員長を互選いたします。

委員長の互選につきましてはどのようにいたしましょうか。

（発言する人あり）

○座長（阿部一成） おはかりいたします。委員長の選出方法は、ただいま伊知地委員より、前回の決算審査特別委員会と同様に金杉佐久治委員を委員長にとのご意見がございました。指名推選ということで金杉佐久治委員を委員長とすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（阿部一成） ご異議なしと認めます。

よって、金杉佐久治委員を委員長とすることに決定いたしました。

ここで委員長と交代いたします。

金杉委員、委員長席までお進み願いましてごあいさつをお願いいたします。

（委員長 金杉佐久治 委員長席に着席）

○委員長（金杉佐久治） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様方のご推挙によりまして、委員長を務めさせていただくことになりました金杉であります。未熟者でございますので、委員皆様方の絶大なるご協力をお願いいたします。この任を務めたいと思いますので、どうぞよろしくご協力のほどをお願い申し上げまして

就任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

それでは、委員会条例第9条の規定により副委員長を互選いたします。

私の方からおはかりいたしたいと思います。副委員長の互選については、委員長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金杉佐久治） 異議なしと認めます。

よって、委員長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。副委員長に前回同様、菱木勘兵エ委員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま委員長が指名いたしました菱木勘兵エ委員を副委員長とすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金杉佐久治） 異議なしと認めます。

よって、菱木勘兵エ委員が副委員長に決定をいたしました。

菱木勘兵エ委員、副委員長席までお進み願ひまして、ごあいさつをお願いします。

（副委員長 菱木勘兵エ 副委員長席に着席）

○副委員長（菱木勘兵エ） 皆さん、ただいま委員長指名によりまして再度副委員長を務めることになりました。優秀な委員長のもとですので、私もそのつもりでおりますから、浅学未熟ではございますけれども、皆様の最後までのご支援をよろしく願いいたします。（拍手）

○委員長（金杉佐久治） ありがとうございました。

本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第5号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第6号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第8号 平成17年度海上町一般会計決算の認定について、議案第9号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算の認定について、議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定

について、議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算の認定について、議案第13号 平成17年度飯岡町一般会計決算の認定について、議案第14号 平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第15号 平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、議案第16号 平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第17号 平成17年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、議案第18号 平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定について、議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算の認定について、議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、議案第22号 平成17年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定について、議案第24号 平成17年度旭中央病院事業会計決算の認定について、議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、議案第27号 平成17年度ケアハウス東総園事業会計決算の認定について、議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について、議案第29号 平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について、議案第30号 平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について、以上30議案であります。

本委員会におきましては、皆様ご承知のとおり、7月1日の新市施行により消滅した旭市、海上町、飯岡町、干潟町及び旭中央病院組合、東総塵芥処理組合、旭市外三町消防組合、飯岡町・海上町学校給食組合における平成17年度4月から6月までの各会計の決算につきまして審査にあたることになります。審査にあたりましては、執行部より提出されております決算資料等の量から察しましても、その事務量が相当な量になるうかと思われま。

したがって、より合理的な審査を行う方法といたしまして、旧旭市決算審査分科会、旧海上町決算審査分科会、旧飯岡町決算審査分科会、旧干潟町決算審査分科会、旧旭中央病院組合決算審査分科会、旧東総塵芥処理組合決算審査分科会、旧旭市外三町消防組合決算審査分科会、旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会、以上8つの分科会を設置いたしまして決算審査を行うことにいたしたいと思ひます。これに決するに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(金杉佐久治) ご異議なしと認めます。

よって、旧旭市決算審査分科会、旧海上町決算審査分科会、旧飯岡町決算審査分科会、旧干潟町決算審査分科会、旧旭中央病院組合決算審査分科会、旧東総塵芥処理組合決算審査分

科会、旧旭市外三町消防組合決算審査分科会、旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会、以上8つの分科会を設置いたしまして決算審査を行うことと決しました。

これより各分科会委員の選任を行います。

各分科会の委員の選任は委員長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(金杉佐久治) ご異議なしと認めます。

よって、委員長が指名することに決しました。

指名いたします。

旧旭市決算審査分科会委員に、林一哉委員、松木源太郎委員、鈴木正道委員、木内茂委員、高橋敬委員、久須美佐内委員、成毛秀夫委員、加瀬義夫委員、相澤多喜壽委員、藤田昌功委員、林一雄委員、明智忠直委員、林俊介委員、佐藤章吾委員、滑川公英委員、鶴谷富士男委員、景山岩三郎委員、越川芳男委員、伊藤房代委員、日向一晴委員、以上の20名を指名いたします。

旧海上町決算審査分科会委員に、阿部一成委員、在田榮治委員、江波戸邦夫委員、島田壽雄委員、岩崎好治委員、石毛忠雄委員、向後保夫委員、木内兵衛委員、小倉輝行委員、平野浩委員、日下昭治委員、浪川光平委員、宮内真二委員、以上の13名を指名いたします。

旧飯岡町決算審査分科会委員に、伊藤清昌委員、羽田清太郎委員、嶋田正治委員、向後和夫委員、佐藤文雄委員、大久保源一委員、佐久間茂樹委員、石毛昭夫委員、高野宇一郎委員、向後悦世委員、林七巳委員、以上の11名を指名いたします。

旧干潟町決算審査分科会委員に、伊藤鐵委員、蔵佐原滋之委員、高橋利彦委員、大興博委員、菅谷源兵衛委員、齊藤勝昭委員、伊知地直委員、佐藤芳民委員、柴田徹也委員、内田芳助委員、長谷川喜代司委員、高木寛委員、山田芳邦委員、角崎浩一委員、以上の14名を指名いたします。

旧旭中央病院組合決算審査分科会委員に、林一哉委員、伊藤鐵委員、阿部一成委員、鈴木正道委員、木内茂委員、高橋利彦委員、向後和夫委員、佐藤文雄委員、岩崎好治委員、向後保夫委員、以上の10名を指名いたします。

旧東総塵芥処理組合決算審査分科会委員に、阿部一成委員、加瀬義夫委員、相澤多喜壽委員、佐藤芳民委員、向後悦世委員、日向一晴委員、角崎浩一委員、以上の7名を指名いたします。

旧旭市外三町消防組合決算審査分科会委員に、羽田清太郎委員、久須美佐内委員、石毛忠雄委員、林俊介委員、日下昭治委員、大久保源一委員、伊知地直委員、宮内真二委員、内田芳助委員、滑川公英委員、鶴谷富士男委員、高野宇一郎委員、景山岩三郎委員、越川芳男委員、以上の14名を指名いたします。

旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会委員に、木内兵衛委員、佐久間茂樹委員、石毛昭夫委員、以上の3名を指名いたします。

おはかりいたします。各分科会の委員は、ただいま委員長が指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金杉佐久治） 異議なしと認めます。

よって、各分科会の委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

これより各分科会に議案を付託いたします。

旧旭市決算審査分科会は、議案第1号から議案第7号までの7議案であります。

旧海上町決算審査分科会は、議案第8号から議案第12号までの5議案であります。

旧飯岡町決算審査分科会は、議案第13号から議案第18号までの6議案であります。

旧干潟町決算審査分科会は、議案第19号から議案第23号までの5議案であります。

旧旭中央病院組合決算審査分科会は、議案第24号から議案第27号までの4議案であります。

旧東総塵芥処理組合決算審査分科会は、議案第28号の1議案であります。

旧旭市外三町消防組合決算審査分科会は、議案第29号の1議案であります。

旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会は、議案第30号の1議案であります。

付託されました議案は、11月16日午後5時までに審査を終了されるようお願いいたします。

なお、各分科会の招集通知につきましては、後日、委員長名により通知いたしたいと思っております。

また、各分科会の正副分科会長の互選につきましては、それぞれの分科会において決算審査を行う前に互選をしていただきまして、事務局を通じて決算審査特別委員会委員長まで報告をお願いいたします。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本決算審査特別委員会は11月18日午前10時より旭市総合体育館サブアリーナにおいて開催いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時43分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成17年11月18日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成17年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 2 号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 3 号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第 4 号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 8 号 平成17年度海上町一般会計決算の認定について
- 議案第 9 号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定について
- 議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算の認定について
- 議案第13号 平成17年度飯岡町一般会計決算の認定について
- 議案第14号 平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第15号 平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第16号 平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第17号 平成17年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第18号 平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定について
- 議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算の認定について
- 議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第22号 平成17年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について
- 議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定について
- 議案第24号 平成17年度旭中央病院事業会計決算の認定について
- 議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について

- 議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について
- 議案第27号 平成17年度ケアハウス東総園事業会計決算の認定について
- 議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について
- 議案第29号 平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について
- 議案第30号 平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について

出席委員（55名）

委員長	金 杉 佐久治	副委員長	菱 木 勘兵エ
委員	林 一 哉	委員	伊 藤 鐵
委員	松 木 源太郎	委員	阿 部 一 成
委員	伊 藤 清 昌	委員	羽 田 清太郎
委員	鈴 木 正 道	委員	木 内 茂
委員	蔵佐原 滋 之	委員	高 橋 敬
委員	在 田 榮 治	委員	江波戸 邦 夫
委員	高 橋 利 彦	委員	向 後 和 夫
委員	久須美 佐 内	委員	佐 藤 文 雄
委員	島 田 壽 雄	委員	成 毛 秀 夫
委員	岩 崎 好 治	委員	石 毛 忠 雄
委員	向 後 保 夫	委員	大 柴 博
委員	木 内 兵 衛	委員	加 瀬 義 夫
委員	藤 田 昌 功	委員	菅 谷 源兵衛
委員	林 一 雄	委員	明 智 忠 直
委員	林 俊 介	委員	齊 藤 勝 昭
委員	平 野 浩	委員	日 下 昭 治
委員	大久保 源 一	委員	佐久間 茂 樹
委員	伊知地 直	委員	浪 川 光 平
委員	佐 藤 芳 民	委員	柴 田 徹 也
委員	佐 藤 章 吾	委員	内 田 芳 助
委員	滑 川 公 英	委員	鶴 谷 富士男
委員	長谷川 喜代司	委員	高 木 寛

委 員 高 野 宇一郎
委 員 向 後 悦 世
委 員 林 七 巳
委 員 伊 藤 房 代
委 員 角 崎 浩 一

委 員 景 山 岩三郎
委 員 山 田 芳 邦
委 員 越 川 芳 男
委 員 日 向 一 晴

欠席委員（５名）

委 員 嶋 田 正 治
委 員 小 倉 輝 行
委 員 石 毛 昭 夫

委 員 相 澤 多喜壽
委 員 宮 内 真 二

委員外出席者（３名）

議 長 林 正一郎
議 員 木 内 欽 市

副 議 長 嶋 田 茂 樹

説明のため出席した者（５名）

助 役 重 田 雅 行
新 市 行 政 長 加 瀬 博 夫
推 進 室 林 清 明
総 務 課 主 幹

総 務 課 長 増 田 雅 男
財 政 課 長 高 埜 英 俊

事務局職員出席者

事 務 局 長 来 栖 昭 一
主 査 穴 澤 昭 和
主 任 主 事 飯 笹 浩 一

事 務 局 次 長 堀 江 通 洋
主 任 主 事 石 毛 勝 子

開会 午前10時 0分

○委員長（金杉佐久治） おはようございます。

本日はお忙しいところ、皆様方には大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は55名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、林議長と嶋田副議長に出席をいただいておりますので、代表して林議長にごあいさつをお願いします。議長、よろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） おはようございます。

本日は決算審査特別委員会ということで、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、大変ご苦労さまでございます。

去る11月9日に開催されました決算審査特別委員会において、旧市町、旧組合ごとに8つの分科会が設置されました。11月14日から16日までの間にわたり各分科会が開催されまして、決算の審査が行われてきたところでございます。

本日は各分科会における決算の審査経過と結果について、各分科会長よりご報告があるようでございます。

合併前の旧市町、旧組合の最後の決算審査でございますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、簡単でございますが私のごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（金杉佐久治） ありがとうございました。

続きまして、執行を代表して重田助役よりごあいさつをお願いします。

○助役（重田雅行） 皆さん、おはようございます。きょうはご苦労さまでございます。

今、議長からもお話ありましたように、議案の第1号から30号までということで、旧1市3町、組合等の各会計の平成17年4月から6月までの3か月の決算の認定につきまして、8つの分科会に分かれていただいて3日間にわたりご審議いただきました。ありがとうございました。

きょうはその取りまとめの全体の審議ということで、ご審議のほどひとつよろしくお願い申し上げます。

簡単ですけど、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（金杉佐久治）　ありがとうございました。

本日、木内欽市議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、ご了承をお願いいたします。

各分科会長の報告

○委員長（金杉佐久治）　各分科会に付託いたしました議案の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（金杉佐久治）　配布漏れないものと認めます。

これより各分科会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、分科会長の報告を求めます。

初めに、旧旭市決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

明智忠直分科会長、前の方にお進み願ひまして報告をお願いします。

○旧旭市決算審査分科会長（明智忠直）　おはようございます。

旧旭市決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る11月9日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第5号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第6号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について、7議案について審査経過並びに結果を申し上げます。

11月14日の午前10時より、議案説明のため、合併前の旧旭市の執行部の出席を求め、旭市総合体育館サブアリーナにおいて本分科会を開催いたしました。それぞれの担当者から議案内容の説明を受けた後、質疑を尽くし、慎重に審査いたしました。

それでは、議案第1号の審査内容について、主な質疑3点について申し上げます。

初めに、コミュニティバスについて、3か月の運行収入が33万1,000円であったが、どの

くらいの利用者があって、1便平均の乗車人数がどのくらいだったのかとの質疑では、利用人数については4月から6月までで5,852人で、うち有料乗車人数が5,400人、1便あたり平均乗車人数としては10.7人であったとの答弁がありました。

次に、袋公園のこいのぼりの補修委託について、今後も継続させていく事業であると思うが、その提供されている数と今後不足すると思われるこいのぼりについて、その対策はあるのかとの質疑では、現在、桜まつりの開設期間中において80匹のこいのぼりを掲揚しているが、屋外でもあり、かなり傷みが激しい状況にある。当然ストックにも限りがあることから、去年は17名の方から寄贈していただいているが、今後は合併ということもあり、こいのぼりの寄贈について、もっと広くPRをしていきたいとの答弁がありました。

最後に、課外活動支援事業について、これはどんな形で年間を通して行ったのか、また合併後はどうなっているのかとの質疑では、現在のところ中学校だけに派遣しており、陸上部のほか8種目の運動部において社会人を派遣している、また、合併後については残りの3校に説明を行い、各学校から要請をいただいているところであるとの答弁がありました。

そのほか、道路新設改良費の執行内容や都市下水路の浄化施設等についての質疑があり、担当者から詳しく説明を受けました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号、議案第3号、議案第7号は賛成多数、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号については全員異議なく、それぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月18日、旧旭市決算審査分科会分科会長、明智忠直。

○委員長（金杉佐久治） 旧旭市決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

続いて、旧海上町決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

在田榮治分科会長、前の方にお進み願ひまして、報告をお願いします。

○旧海上町決算審査分科会長（在田榮治） おはようございます。

旧海上町決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る11月9日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第8号 平成17年度海上町一般会計決算の認定について、議案第9号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算の認定について、議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、議案第

12号 平成17年度海上町水道事業会計決算の認定についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

11月14日の午前10時より、議案説明のため、合併前の旧海上町執行部の出席を求め、旧海上町議場において本分科会を開催いたしました。それぞれの担当者から議案内容の説明を受けました後、質疑を尽くし、慎重審査いたしました。

それでは、議案第8号から議案第12号までの審査内容について、主な質疑3点について申し上げます。

初めに、議案第8号の歳入の国庫支出金及び県支出金について、予算現額と調定額に相当な差が生じているが、その理由は何かとの質疑では、予算の編成上、通年で計上しているため、3か月間では実施できない事業もあり、ずれが生じている。国・県に事業の申請を行い、交付決定がされなければ調定を起こさないの、そのような差が出ているとの答弁がありました。

次に、議案第9号の老人保健拠出金について、予算現額5,027万1,000円に対して、4月から6月の支出済み額が約2,400万円であった。これは3か月間に必要な予算であったのか、非常に大きい差であるので何か制度に変更があったのかとの質疑では、対象になる方が増えていないこともあるが、制度的に5年間の段階的な措置を平成19年までとることになっていることで、拠出金そのものが多少減っている状況にあるとの答弁がありました。

最後に、議案第12号の水道事業会計について、平成14年、15年と収益的収支では赤字が続けているが、今後水道料金の値上げはあるのか、あるとすればいつごろになるのかとの質疑では、現状を考えると、年々減っている高料金対策補助金と企業団での高度処理による受水費の値上がり等で、おおむね3年後くらいには料金改定をしなければ財政的に相当厳しくなると思われるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁の内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号については、賛成多数でそれぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成17年11月18日、旧海上町決算審査分科会分科会長、在田榮治。

○委員長（金杉佐久治） 旧海上町決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

続いて、旧飯岡町決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

伊藤清昌分科会長、前の方にお進み願ひまして、ご報告を願ひます。

○旧飯岡町決算審査分科会長（伊藤清昌） おはようございます。

旧飯岡町決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る11月9日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第13号 平成17年度飯岡町一般会計決算の認定について、議案第14号 平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第15号 平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、議案第16号 平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第17号 平成17年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、議案第18号 平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定についての6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

11月15日の午前10時より、議案説明のため、合併前の旧飯岡町の執行部の出席を求め、飯岡支所2階会議室におきまして本分科会を開催いたしました。それぞれの担当者から議案内容の説明を受けた後、質疑を尽くし、慎重に審査をいたしました。

それでは、議案第13号の審査内容について、主な質疑3点について申し上げます。

初めに、税の収納率について、4月から6月までの3か月間ではあるがどのくらいであったのかとの質疑では、全納分と1期分を合わせると町民税が23.7%、固定資産税が62.75%、軽自動車税が80.87%であるとの答弁がありました。

次に、農林水産費の玉浦川整備事業について、改修状況はどうなっているのかとの質疑では、バイパス周辺地域の集中豪雨の雨水を玉浦川へ拡散する目的で、平成15年度から平成18年度までの4か年の継続事業であり、平成17年度で約50%が終了する予定であるとの答弁がありました。

最後に、町有土地売却収入について、どういう形で処理をしたのかとの質疑では、平成14年度から継続して進めてきており、16年度、17年度におきまして主に三川地区から下永井地区の海岸沿いの土地を借地として貸していた方を中心に、10名の方に1,983.57平米を売り払った。金額については場所により差がありますが、坪2万4,255円から3万9,270円となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号については全員異議なく、それぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月18日、旧飯岡町決算審査分科会分科会長、伊藤清昌。

以上です。

○委員長（金杉佐久治） 旧飯岡町決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

続いて、旧干潟町決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

伊藤鐵分科会長、前の方にお進み願ひまして、報告をお願いします。

○旧干潟町決算審査分科会長（伊藤 鐵） 旧干潟町決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る11月9日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算の認定について、議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、議案第22号 平成17年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定について、以上の5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

11月15日の午前10時より、議案説明のため、合併前の旧干潟町の執行部の出席を求め、干潟支所3階会議室において本分科会を開催いたしました。

それでは、議案第19号の質疑について申し上げます。

地域福祉基金を6,600万円ほど取り崩ししているが、これはどういう内容で使われたのかとの質疑では、中央保育園の改築に対する助成であるとの答弁がありました。

なお、議案第20号から議案第23号までについては特に質疑はなく、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号は賛成多数、議案第22号については全員異議なく、それぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月18日、旧干潟町決算審査分科会分科会長、伊藤鐵。

○委員長（金杉佐久治） 旧干潟町決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

続いて、旧旭中央病院組合決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

林一哉分科会長、前の方にお進み願ひまして、報告をお願いします。

○旧旭中央病院組合決算審査分科会長（林 一哉） 旧旭中央病院組合決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る11月9日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第24号 平成17年度旭中央病院事業会計決算の認定について、議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園

事業会計決算の認定について、議案第27号 平成17年度ケアハウス東総園事業会計決算の認定についての4議案の審査経過並びに結果を申し上げます。

11月16日の午前10時より、議案説明のため、病院事務部長ほか関係職員の出席を求め、旭市総合体育館2階会議室において本分科会を開催いたしました。担当者から議案内容の説明を受けた後、質疑を尽くし、慎重に審査いたしました。

それでは、主な質疑について申し上げます。

議案第25号の財政調整基金について、決算年度末の現在高は合併後の旭中央病院事業会計として一本化された中で、これまでに積み立ててきた金額が今後の事業に担保されるのかとの質疑では、老人ホームの意向としては、大きな改修等があった時のための資金として希望しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号については全員異議なく、それぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月18日、旧旭中央病院組合決算審査分科会分科会長、林一哉。

○委員長（金杉佐久治） 旧旭中央病院組合決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

続いて、旧東総塵芥処理組合決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

加瀬義夫分科会長、前の方にお進み願ひまして、報告をお願いします。

○旧東総塵芥処理組合決算審査分科会長（加瀬義夫） 旧東総塵芥処理組合決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る11月9日決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第28号平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

11月16日の午後1時より、議案説明のため、環境課長ほか関係職員の出席を求め、旭市総合体育館2階会議室において本分科会を開催いたしました。担当者から議案内容の説明を受けた後、質疑を尽くし、慎重に審査いたしました。

それでは、議案第28号の質疑について申し上げます。

委託料の焼却灰エコセメント処理業務委託料及び焼却灰運搬業務委託料、また公課費の汚染負荷量賦課金について、単価などの算出の根拠はどのようになっているのかとの質疑では、焼却灰エコセメント処理業務委託料については、1トン当たり6万900円で処理量は80.34ト

ン、焼却灰運搬業務委託料については、1トン当たり6,300円で処理量は80.34トン、また汚染負荷量賦課金については、公害健康被害の補償等に関する法律に基づいて申告納付ということになっている。納付の内訳としては、現在分として3,884立方メートルノルマル、単価は125円60銭、過去分として、2,831立方メートルノルマル、単価は昭和57年から61年までの硫酸化物累積加算量ということで、80円14銭であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第28号については全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月18日、旧東総塵芥処理組合決算審査分科会分科会長、加瀬義夫。

○委員長（金杉佐久治） 旧東総塵芥処理組合決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

続いて、旧旭市外三町消防組合決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

羽田清太郎分科会長、前の方にお進み願ひまして、報告をお願いします。

○旧旭市外三町消防組合決算審査分科会長（羽田清太郎） 旧旭市外三町消防組合決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る11月9日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第29号平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定についての審査経過並びに結果を申し上げます。

11月15日の午後1時より、議案説明のため、消防長ほか関係課長等の出席を求め、干潟支所3階会議室において分科会を開催いたしました。担当者から議案内容の説明を受けた後、慎重に審査いたしました。

それでは、議案第29号の質疑について申し上げます。

人件費について、不用額がかなりあるが予算を立てる時に想定したものと違った状況があったのかとの質疑では、消防組合に限らず、他の団体と同様に財政当局と協議しながら、四半期の人件費を計上するに際し4か月分を計上した関係であるとの答弁がありました。

そのほか特に質疑はなく、慎重審査の結果、別紙の報告書のとおり、議案第29号については全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月18日、旧旭市外三町消防組合決算審査分科会分科会長、羽田清太郎。

○委員長（金杉佐久治） 旧旭市外三町消防組合決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

た。

続いて、旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

佐久間茂樹分科会長、前の方にお進み願ひまして、報告をお願いいたします。

○旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会長（佐久間茂樹） 旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る11月9日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第30号平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

11月16日の午後3時より、議案説明のため、合併前の旧飯岡町・海上町学校給食組合所長ほか関係職員の出席を求め、旭市総合体育館2階会議室において本分科会を開催いたしました。

担当者から議案内容の説明を受けた後、慎重に審査をいたしました結果、特に質疑等はなく、別紙報告書のとおり、議案第30号については全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月18日、旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会分科会長、佐久間茂樹。

○委員長（金杉佐久治） 旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各分科会長の報告は終わりました。

各分科会長の報告に対する質疑

○委員長（金杉佐久治） ただいまの各分科会長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松木委員。発言を許可します。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。

私は、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、この4議案に対して、各分科会での質疑について質疑をいたします。30号については予定しておりましたが、特に質疑はなかったということですので省きます。

議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定についてであります。

分科会長の報告の中でも、措置費によるところの財政調整基金の今後の取り扱いについてご報告がございました。この中で、新旭市の病院事業に繰り入れられて運用されるということとでございましたが、執行部のご答弁は、建設などの時にそれを使いたいということでありました。しかし、措置費が建設事業に使われるということは、企業会計における資本収支の事項に回るということでありまして、本来措置費が余剰ができて積み立てられた場合には、入所者のために収益収支で使うものだと思いますが、この点についての質疑がされましたか、お伺いしたいと思います。

議案第26号の平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定についてであります。

25号と同様に、介護保険料によって運営されておりますこの事業において、収益ができ、それが財政調整基金として積み立てられた場合に、今回旭市病院事業会計に繰り入れられ、この中で積立金等で保有されるわけですけれども、これについての運用についてのご質疑等がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定であります。

ごみ袋が1市3町の住民の方々に売られて、処理料を含み利用されてまいりました。先の本会議でも私、質疑申し上げましたが、ごみ袋は平成17年、本年6月30日でなくなってしまう、東総塵芥処理組合名のごみ袋でございました。塵芥組合の発注先の在庫を引き取って、半分ほどの単価で納入した事情があります。それは事業を行っている主体が東総塵芥処理組合から旭市に変わるという事情だったと思います。

そこでお聞きいたしますが、今回の決算を認定するに当たって、新旭市と目される自治体と、このごみ袋の使用期限などについての話がされたか、また東総塵芥処理組合のごみ袋が新旭市においても旭市クリーンセンターの中で使えるということについて、新旭市が発足した時に住民に徹底してPRするということが行われたか、この点についてどのような質疑がされたかお聞かせいただきたいと思います。

次に、議案第29号 平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算でございます。

新旭市の消防本部となるに当たって、非常備消防の事業も消防本部に移行するということとで人的な配置がされたのでありますが、非常備消防を従来の消防組合である消防本部が受け入れるにあたっての事務的な取り扱い、または2年後に控えている団塊の世代の大量の退職に伴うところの、従来まで事務組合において定数を増やしてきた、これが新旭市においてどのように守られるかということについての協議が、この決算の中で事業の中でされてきたか

ということについてご質疑があったか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、大きく4点でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（金杉佐久治） ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

最初に、林一哉分科会長、お願いします。

○旧旭中央病院組合決算審査分科会長（林 一哉） 25号、26号の点につきましては、分科会長の報告のとおりでございます。

以上です。

○委員長（金杉佐久治） 次に、加瀬義夫分科会長、答弁をお願いします。

○旧東総塵芥処理組合決算審査分科会長（加瀬義夫） ただいまの質疑のごみ袋について、議案第28号には直接関係がなく、質疑がございました。ただ要望として、これからのごみ行政について、ごみ袋の単価及びごみの収集方法等について1委員より要望がありまして、執行部は慎重に真摯になって検討するという回答でありました。

以上です。

○委員長（金杉佐久治） 次に、羽田清太郎分科会長、答弁をお願いします。

○旧旭市外三町消防組合決算審査分科会長（羽田清太郎） 本分科会では、そのような議論はいたしませんでしたので、ご了解願います。

○委員長（金杉佐久治） 他に質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（金杉佐久治） 質疑なしと認めます。

議案の採決

○委員長（金杉佐久治） これより討論を省略して、各議案の採決をいたします。

議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

続いて、議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、認

定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

続いて、議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

続いて、議案第4号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

続いて、議案第5号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

続いて、議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

続いて、議案第8号 平成17年度海上町一般会計決算の認定について、認定することに賛

成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

続いて、議案第9号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

続いて、議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第10号は認定することに決しました。

続いて、議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第11号は認定することに決しました。

続いて、議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第12号は認定することに決しました。

続いて、議案第13号 平成17年度飯岡町一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成です。

よって、議案第13号は認定することに決しました。

続いて、議案第14号 平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、

認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第14号は認定することに決しました。

続いて、議案第15号 平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第15号は認定することに決しました。

続いて、議案第16号 平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第16号は認定することに決しました。

続いて、議案第17号 平成17年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第17号は認定することに決しました。

続いて、議案第18号 平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第18号は認定することに決しました。

続いて、議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第19号は認定することに決しました。

続いて、議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定

することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第20号は認定することに決しました。

続いて、議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第21号は認定することに決しました。

続いて、議案第22号 平成17年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第22号は認定することに決しました。

続いて、議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第23号は認定することに決しました。

続いて、議案第24号 平成17年度旭中央病院事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第24号は認定することに決しました。

続いて、議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第25号は認定することに決しました。

続いて、議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、

認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(金杉佐久治) 全員賛成。

よって、議案第26号は認定することに決しました。

続いて、議案第27号 平成17年度ケアハウス東総園事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(金杉佐久治) 全員賛成。

よって、議案第27号は認定することに決しました。

続いて、議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(金杉佐久治) 全員賛成。

よって、議案第28号は認定することに決しました。

続いて、議案第29号 平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(金杉佐久治) 全員賛成。

よって、議案第29号は認定することに決しました。

続いて、議案第30号 平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(金杉佐久治) 全員賛成。

よって、議案第30号は認定することに決しました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(金杉佐久治) 異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

○委員長（金杉佐久治）　以上で本委員会に付託されました各議案の審査は終了いたしました。

これにて決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午前１１時　２分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 金 杉 佐久治

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成17年11月21日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第31号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

議案第36号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 損害賠償の額を定めることについて

出席委員（15名）

委員長	伊 藤 鐵	副委員長	阿 部 一 成
委員	林 一 哉	委員	木 内 茂
委員	高 橋 敬	委員	在 田 榮 治
委員	高 橋 利 彦	委員	佐 藤 文 雄
委員	向 後 忠 昭	委員	島 田 壽 雄
委員	成 毛 秀 夫	委員	小 倉 輝 行
委員	佐久間 茂 樹	委員	山 田 芳 邦
委員	日 向 一 晴		

欠席委員（2名）

委員	金 杉 佐久治	委員	嶋 田 正 治
----	---------	----	---------

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（11名）

病院事務部長	今 井 和 夫	水道課長	宮 本 英 一
飯岡荘支配人	野 口 國 男		
その他担当職員	8名		

事務局職員出席者

事務局次長	堀江通洋	主	査	穴澤昭和
主任主事	石毛勝子			

開会 午前10時00分

○委員長（伊藤 鐵） おはようございます。

本日はお忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

欠席者は、金杉佐久治委員、嶋田正治委員、欠席2名で、ただいまの出席委員は15名、委員会は成立いたしました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 鐵） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第31号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第36号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 損害賠償の額を定めることについての3議案であります。

これより、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第31号について、病院経理課長は説明をしてください。

病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 今回の補正予算の内容でございますけれども、補足説明で申し上げましたように、損害賠償の支出等、それから保険会社からの保険料収入で収支それぞれ8,000万円を増額するというような内容のものでございます。

なお、ご質問の方を承りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（伊藤 鐵） 病院経理課長の説明が終わりました。

議案第31号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） 特にないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について病院事務部長は説明してください。

○病院事務部長（今井和夫） 議案第36号の条例の制定についてですけれども、本会議で申し上げたとおり、一般病床数を15床増床するという内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（伊藤 鐵） 病院事務部長の説明が終わりました。

議案第36号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

続いて、議案第40号について、病院事務部長は説明してください。

○病院事務部長（今井和夫） 議案第40号 損害賠償の額を定めることについてでございますけれども、これにつきましても本会議でご説明申し上げましたとおり、損害賠償額を8,000万円と定めようとするものでございまして、特に本会議でご説明した後に、状況の変化はございません。

以上でございます。

○委員長（伊藤 鐵） 病院事務部長の説明は終わりました。

議案第40号について、質疑がありましたらお願いいたします。

小倉委員。

○委員（小倉輝行） 先ほどの損害賠償の件ですけれども、ただ8,000万円という形を踏まえながら、これが損害賠償ということで、多分損害賠償の保険屋の方からこういうような賠償金が入っていると思うんですけれども、この件については、その後、8,000万円で全部和解というような形になるものか、またはその患者さんといいますか、まだ生存されていると思うんですけれども、賠償後の医療の分野については、どのような形になっているかご説明をお願いいたします。

○委員長（伊藤 鐵） 小倉委員の質問に対し、答弁を求めます。

医事課長。

○医事課長（飯野孝夫） 医事課の飯野と申します。

8,000万円ということで和解金ということですので、それで一応損害賠償に関する総額ということになっております。あとの医療行為に関しましては、その発生に起因するものであれば、病院の方で見なければならぬと思いますけれども、それ以外のものの医療に関しましては、負担はないというふうになると思います。

○委員長（伊藤 鐵） ほかに質疑はありませんか。

阿部委員。

○委員（阿部一成） 阿部でございます。

二・三伺いたいと思います。

一つは、こういうふうな事故といいますか、問題が起きるというのも本来から言えば不本意なことでありますけれども、実態として事務局の方で分かる範囲内で結構ですけれども、最近の年間の資料でいいと思うんですが、県内の病院、診療所の中で、こういうふうなことが千葉県内で年間件数と金額が分かれば説明していただきたいと思います。

それとあわせて、県内の病院とか診療所の数、大病院と小さな診療所を一律に並べるのもどうかと思いますけれども、しかし、一応医療機関としての数と県内の総数と、この種の示談の件数と金額が、分かれば報告していただきたいと思います。

○委員長（伊藤 鐵） ただいまの質問は、そういう統計がありましたら、医事課長。

○医事課長（飯野孝夫） そういう統計はとってございません。

医療機関数につきましては、今手元に資料がございませんので申し上げられませんが、千葉県がまとめた統計があると思いますので、それでしたら県の方に問い合わせまして、後でご提供の方はできるかと思います。

○委員（阿部一成） もう一つお願いします。

それでは、当旭中央病院の実績なんです、ここで過去5年間にこのような示談に至るような件数と、それまでに合意できた、和解できた金額、これらの数を、現在の時点で分かれば伺いたいと思います。

それと、今年度の場合に、保険料自体がこの8,000万円の中で全部プラス・マイナスで補われているようになっておりますけれども、過去5年間で旭中央病院で、このような医療保険が支払われた合計金額が幾らぐらいになるのか伺いたいと思います。

○委員長（伊藤 鐵） ただいまの質問、どなたかわかりましたらお願いします。

経理課長。

○病院経理課長（鎬木友孝） 過去5年間の保険金額でございますけれども、病院賠償責任保険の今回の支払いでございますけれども、17年度が7,735万円程度でございます。昨年は8,222万円でございます。

年々若干数字が違いますけれども、約7,000万円くらいの5倍程度かと思われます。合計金額につきましては以上でございます。

○委員（阿部一成） 合計金額は、保険料の方は分かりました。

この中央病院で過去５年間に、この種の示談に至ったような、今回の場合、金額が大きいのでこういう形で補正予算を組まれたということもあると思うんですが、それ以外でどういう形で出ているか。その示談に至った件数と金額があればあわせて伺っておきます。その方の質問の回答をお願いします。

○委員長（伊藤 鐵） 経理課長でいいですか。

経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 過去５年間でございますけれども、このような例がそんなに多くはないんですけれども、年10件以内、七・八件程度ございます。

それで、このような方法で保険会社の方から保険料の方が収入がございます。数字的なものははっきりしていないのでございますけれども、大きなものは今回のようなものが初めてでございます。

○委員（阿部一成） それでは、金額の方なんですが、これは後でお知らせしていただけますか。

○病院経理課長（鍋木友孝） はい、ちゃんと調べましてご報告いたします。

○委員（阿部一成） じゃ、結構です。

○委員長（伊藤 鐵） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） 特にないようですので、議案第40号の質疑を終わります。

以上、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 鐵） これより、討論を省略して各議案の採決を行います。

議案第31号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 鐵） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案どおり可決いたしました。

議案第36号 旭市病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛

成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 鐵) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案どおり可決いたしました。

議案第40号 損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 鐵) 全員賛成。

よって、議案第40号は原案どおり可決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊藤 鐵) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任させていただきます。

所管事項の報告

○委員長(伊藤 鐵) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時ご報告してください。

総務課長。

○病院事務次長兼総務課長(伊東一直) それでは、病院の方から一つ報告を申し上げたいと思います。

ただいまお手元に紙1枚の資料をお配りいたしましたけれども、耳鼻咽喉科の医師不足によりまして診療機能を縮小せざるを得ないといったような状況になってまいりましたので、こういう文面で患者様に対しまして院内掲示を18日にさせていただきました。

医師不足は、前回の委員会でも、小児科等いろいろ全国的に医師不足といったような状況をお話ししたと思うんですが、当院におきまして、特に耳鼻科において厳しい状況になってまいりました。

近隣の病院がほとんど耳鼻科の機能がなくなってきていると。常勤の先生がいらっしゃる

ないのでパートでしのいでいるといったような状況、それから、もともと耳鼻科の開業の先生がこの地区は少ない地区ですので、旭市内には耳鼻科の医者というのはいなかったかなというふうに思います。銚子市には何軒かあるようですけれども、そういった状況で当院の方へ外来も入院も耳鼻科の患者が集中してまいりまして、現状の耳鼻科のドクターの数ではとても対応し切れないといったようなことがありまして、現在も手術ですとか対応できない部分については近隣といいますか、県内あるいは茨城県の南側の方の大きい病院へ患者を紹介しているといったような状況がございます。

それに加えて、来年3月に部長が定年退職すると、それからその下の者が家庭の事情で、当院をやめざるを得ないといったようなことで、現在耳鼻科は5名のドクターでやっているんですが、それが3名に減ると。なおかつ、大学の方からは派遣が難しいと。下手をすれば引き揚げもあり得るといったような状況になってまいりまして、現状の診療体制をとれないということで、やむなく来年1月から当分の間、医師の確保ができればもどに戻したいと思っておりますけれども、旭の市民以外の方につきましては、紹介状をお持ちになった方だけに制限させていただくということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 鐵） ほかに。

飯岡荘。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、国民宿舎の方から1点だけご報告をさせていただきます。

9月議会でご承認いただきました新館の空調設備工事ですけれども、先週の17日に竣工検査が終わりまして、一応工事の方は終了いたしました。本館の方、玄関を入りましてちょうど東側の方ですけれども、客室の15室、それと2階のちょうど真ん中の広間になりますけれども、小広間のエアコンの方の改良が終了いたしました。

利用者にとりましては滞在環境が改善されたということで、私ども従業員一同、健全経営に向けましてこれからも努力したいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（伊藤 鐵） ありがとうございました。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ありませんか。

向後委員。

○委員（向後忠昭） 飯岡荘じゃなくて中央病院関係で、参考までにお聞きしたいんですが、何か小児科それから耳鼻咽喉科ですか、こういうようなところで医師不足がというようなことで言われておりますが、これは全国的な形なのか、または地域的な形もあるのか。また、不足というのは何か理由があるのかなというのがちょっと気にかかりますので、分かる範囲で答えてくれますか。

以上です。

○委員長（伊藤 鐵） 病院事務次長。

○病院事務次長兼総務課長（伊東一直） 医師不足の問題でございますけれども、これは全国的な問題でございます。

よく言われております原因というのは、ご案内のとおり研修医制度というものが昨年度から制度が変わって導入されたわけですが、そのことによりまして、従前言われておりました大学病院を中心とした医師の派遣のあり方といいますか、システムが大きく変わってしまったということが背景にあると思います。

と申しますのは、大学病院ですら医師を確保するのが難しくなってきた、そのために大学病院側が医師の引き揚げというものを始めたということが指摘をされております。したがって、地方では、従前は大学から医師を派遣してもらって病院経営というものが成り立っていたものが、大学側が引き揚げるために医師が確保できなくなっているということがある。

これは、当病院は従前から特定の大学に頼らない、いわゆる閥のない運営ということが行われてきておりますので、比較的そういう意味ではそういった現象が今までなかったわけですが、ここへきまして、たまたま耳鼻咽喉科で先ほどご報告したような事態が生じてしまったわけです。逆に言えば、ある大学に頼っていれば防げた事態かもしれませんけれども、病院経営というトータルで考えますと、非常にいい運営がされてきたというふうには考えております。

千葉県の中で、じゃ、どうかといいますと、やはり旭中央病院もそうですけれども、特にこの東総地域、あるいは比較してはあれですけれども、安房ですとかそういった東京から遠い地域においては、医師確保というのは非常に難しい状況にあります。

そういった中で、千葉県におきましては、医師確保策ということで先般新聞にも出ておりましたし、私どもの院長が県の審議会の委員にもなっておりまして、その議論の様子も院長からも実はお伺いしているわけですが、いろいろな対策は文章では書かれたものが確

かにございますけれども、正直なところ、これといった決め手に欠けるというのが実態でございます。

なお、耳鼻科につきましては、今あらゆる手段を講じまして院長、副院長、あるいはいろいろな医師の人材派遣をする会社というのもあるわけございまして、そういったルートを通じて後任の部長クラスの人をということではいろいろ今お願いをしているところでございます。

まだ結果が出ておりませんが、いろいろな形で努力をしております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 鐵） ありがとうございます。

以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

○委員長（伊藤 鐵） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時23分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 伊 藤 鐵

総 務 常 任 委 員 会

平成17年11月21日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第39号 財産の取得について

出席委員（15名）

委員長	神 子 功	副委員長	高 木 武 雄
委員	羽 田 清太郎	委員	菱 木 勘兵エ
委員	岩 崎 好 治	委員	嶋 田 茂 樹
委員	林 俊 介	委員	齊 藤 勝 昭
委員	平 野 浩	委員	日 下 昭 治
委員	大久保 源 一	委員	佐 藤 章 吾
委員	内 田 芳 助	委員	高 木 寛
委員	伊 藤 房 代		

欠席委員（3名）

委員	加 瀬 実	委員	鈴 木 正 道
----	-------	----	---------

委 員 高 野 宇一郎

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（３２名）

助 役	重 田 雅 行	総 務 課 長	増 田 雅 男
新 市 行 政 長	加 瀬 博 夫	秘書広報課長	平 野 哲 也
推 進 室 長	加 瀬 正 彦	財 政 課 長	高 埜 英 俊
企 画 課 長	江ヶ崎 純 敏	市 民 課 長	小長谷 博
税 務 課 長	木 内 孫兵衛	飯 岡 支 所 長	佐久間 俊 雄
海 上 支 所 長	木 内 國 利	会 計 課 長	遠 藤 純 夫
干 潟 支 社 長	佐 藤 眞 一	監 査 委 員 長	花 香 寛 源
消 防 長			
そ の 他 担 当 員	１８名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	主 任 主 事	飯 田 裕紀子
主 任 主 事	飯 笹 浩 一		

開会 午前10時00分

○委員長（神子 功） おはようございます。

本日はお忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席委員は15名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

初めに、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） 皆さん、おはようございます。

朝早くからご苦勞さまでございます。

総務常任委員会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、当委員会にお諮りいたします案件は、議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをはじめ、特別職の職員、教育委員会教育長、一般職の職員につきまして、それぞれの給与に関する条例の改正案が4件、さらに八日市場市と野栄町の合併に伴いまして、東総地区広域市町村圏事務組合の規約の改正について議決をいただく案件、さらに財産の取得に関する案件、合わせて6件でございます。

議会の冒頭に市長の方からご説明いたしましたとおり、一般職の職員の給与等の改正条例案につきましては、人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告の趣旨に沿った所要の改正を行うものでございまして、議員の報酬、特別職の職員及び教育委員会教育長の給与条例の改正案につきましては、一般職の職員の給与改定に合わせてそれぞれ改正をするものでございます。その他の2件の案件につきましても、議会の冒頭にご説明申し上げたとおりでございます。委員の皆様には、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

簡単ですけれども、あいさつといたします。

○委員長（神子 功） どうもありがとうございました。

議案説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（神子 功） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第39号 財産の取得についての6議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

議案審査のうち、議案第32号から議案第35号までについては関連の議案でございますので、総務課長は一括して説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 議案第32号から35号につきましては、本会議で一括補足説明したとおりですので、別にございません。

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第32号から議案第35号までについて質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 議案第35号について少しお尋ねをしたいと思います。

この附則によりまして、4月から6月まで一般職の給与がもう既に合併前の旧市・町それぞれに支払われていますけれども、附則では、この間の質問の答えで遡及ではなく調整だというお話なんですけれども、さかのぼって12月の期末手当で引かれるというようなことでよろしいでしょうか。

というのは、4月から6月までの給与は、既になくなった自治体が支払っているものなんですけれども、これは条例上きちんと支払われるというか、要するにとられている、平易な言葉でいいますと遡及されるわけなんですけれども、それは可能なかどうかということですね。その点をお聞きします。

それからもう一つ、前のページの給与表なんですけれども、5級が俗に言う青天井で49号までありますけれども、これも最初の質問のときに県の給与表に準拠してというようなお話だったんですけれども、そのとおりなのかどうかということもお聞きします。

以上、2点についてお願いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、1点目の質問にお答えいたします。

4月から6月までは旧市・町の職員のことですが、それと遡及という言葉なんですが、あくまでもこれは調整でございます。議案質疑のときに本会議でも申し上げましたが。

それで、新旭市の職員は、そのいずれもが旧市・町から引き続き地方公務員としての身分を有している者であり、7月1日交付の新旭市の給与条例附則第9号に経過措置として、新市設置の日の前日までに合併前の条例によりなされた給与に係る処分、手続きその他の行為等は、それぞれのこの条例の相当規定によりなされた給与に係るものとみなし、期間は通算すると規定してあります。別にこれは違法とは言えないものであります。

ただ、高木委員さんがおっしゃいましたように、私どももその辺はどうなのかなということで、この条例を作成するときに県の方の指導を仰いだわけでございます。当市は7月1日からでもいいんじゃないのかなと思いましたが、やはり先ほど申し上げましたように、そのまま身分を有している者でありますので、このような措置を行ったわけでございます。

それから、2点目が5級の関係でございますが、これも議案質疑の方で申し上げましたけれども、県の給与表を使っておりますが、職員の構成が違うので県と同じにはならないと、このようなことでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第32号から議案第35号までについての質疑を終わります。

続いて、議案第37号について、企画課長は説明をしてください。

○企画課長（加瀬正彦） 議案第37号につきましては、上程時に補足説明してございまして、本日補足する部分はありませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第37号の質疑を終わります。

続いて、議案第39号について、財政課長は説明をしてください。

○財政課長（高埜英俊） 特にございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第39号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（神子 功） これより討論を省略して各議案の採決を行います。

議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案どおり可決いたしました。

議案第33号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案どおり可決いたしました。

議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案どおり可決いたしました。

議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 賛成多数。

よって、議案第35号は原案どおり可決いたしました。

議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総

地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(神子 功) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案どおり可決いたしました。

議案第39号 財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(神子 功) 全員賛成。

よって、議案第39号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました各議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(神子 功) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(神子 功) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は、随時報告をしてください。

(「なし」の声あり)

○委員長(神子 功) 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長(神子 功) 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時12分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 神 子 功

文教福祉常任委員会

平成17年11月22日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第38号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

請願第1号 「(株)エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明かにする」ことを求める請願

出席委員（15名）

委員長	木内 欽市	副委員長	佐藤 芳民
委員	松木 源太郎	委員	蔵佐原 滋之
委員	江波戸 邦夫	委員	林 一雄
委員	明智 忠直	委員	浪川 光平
委員	柴田 徹也	委員	安藤 政平
委員	滑川 公英	委員	景山 岩三郎
委員	向後 悦世	委員	林 七巳
委員	角崎 浩一		

欠席委員（3名）

委員	相澤 多喜壽	委員	宮内 真二
委員	石毛 昭夫		

委員外出席者（4名）

副議長	嶋田 茂樹	議員	阿部 一成
議員	小倉 輝行	議員	高木 寛

説明のため出席した者（30名）

教育長	米本 弥栄子	環境課長	堀川 茂博
-----	--------	------	-------

保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	林 久 男	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	在 田 豊	学校教育課長	多 田 清 司
生涯学習課長	神 原 房 雄		
そ の 他 担 当 職 員	2 1 名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	主 任 主 事	石 毛 勝 子
主 任 主 事	飯 笹 浩 一		

開会 午前10時00分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

本日はお忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席委員は15名、委員会は成立いたしました。

なお本日、石毛昭夫議員、宮内真二議員、相澤多喜壽議員より欠席の届けが出てございます。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田副議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆様方には大変ご苦勞さまでございます。

本日は、付託議案として1議案を、また閉会中の継続審議としておりました請願1件について審査していただくことになりますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。

ご苦勞さまでございます。

○委員長（木内欽市） どうもありがとうございました。

続いて、執行部を代表して米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

暑さで汗を流しておりましたときから急転直下、本当に寒くなりまして、委員の皆様方にもいろいろご健康の方も大切にしていきたいと思えます。

本日は、ただいま副議長からありましたように、議案第38号その他のご協議の方、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（木内欽市） どうもありがとうございました。

本日、阿部一成議員、小倉輝行議員、高木寛議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いいたします。

議案説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は議案第38号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての1議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

議案第38号については、環境課長は説明をしてください。

○環境課長（堀川茂博） 本会議の方で説明いたしましたので、補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

○委員（松木源太郎） 東総衛生組合の規約改正で、別にこの中身そのものについては、合併に伴って八日市場市と野栄町がなくなって匝瑳市になるということですから、そのとおりでありますけれども、これに関連して2点ほどお聞きします。

東総衛生組合の構成団体であります光町におかれましては、横芝町と合併する予定になっております。聞くとおきによりますと、八日市場外三町環境組合からは、光町が抜けるということが決まったようでありますし、また今回には直接関係ありませんが、本会議でのご回答の中でも、東総広域市町村圏組合そのもので入っている多古町も、この環境衛生組合から抜けるような話もありますので、関連した一部事務組合の構成がどのように将来、19年度か18年度に向けてなるかということについてお聞かせいただきたいと思います。

3月の末までに横芝町、光町は合併すると思いますので、今出さなくても間に合うということなんでしょうけれども、そこら辺のところをよろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ただいまの松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、光町の件につきましてですけれども、光町につきましては、議員さんがおっしゃいましたように、3月いっぱいでは今度は横芝町と合併して山武市の方に行くということで、ただ、規約等につきましては、現時点では光町の方からは申し入れがございません。ただ、現実的には山武市の方に行くという意向ですので、将来的には東総衛生組合の方からは離脱ということになろうかと思います。

ただ、ご存じのように、光町には特に合併浄化槽の汚泥処理をする光分場施設がございますので、そちらの関係も当然これから協議しなければならないということになります。

ども、本規約の改正につきましては、先ほど言いましたように、光町の方からまだ正式な申し入れをもらっていないということであれば、当然あると思いますけれども、3月ということになるかと思います。

それから、もう1点ですけれども、お尋ねの件につきましては、広域ごみ処理の関係だと思いたすけれども、そちらにつきましては、やはり松木議員がおっしゃいましたように、光町と多古町が離脱ということで、多古町につきましては香取市の方へ、それから光町につきましてはやはり山武市の方ということで、将来的にはそちらの方は銚子市と旭市と匝瑳市ということになるかと思いたす。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私が光町の議員から聞いている話では、ごみの処理については八日市場外三町から抜けるという、つまり多古町と光町が抜けて匝瑳市で今の事務組合を引き継ぐということになるらしいけれども、衛生組合についてはどうしても抜けられないと。処理場を持っているので抜けられないということのようなんです。

そうすると、もう年明けには合併するわけですから、そういうことが衛生事務組合の中でどの程度煮詰まっているのかということは、構成団体である新旭市にも応分の情報が、相談があってもいいと思うんですよ。つまり、光町と新旭市にしか衛生組合の処理場はないわけですからね。

それで、今、課長がお話しになったように、浄化槽汚泥の主体は光町で、それから生し尿については主に旭市の処理場でやっているという、衛生組合の今の機構、それから処理の状況から見たらば、この提案する事前に、そういうことについてきちっと衛生組合でもって協議されて出されるべきものではないかと私は考えますけれども、そこら辺のところは事務的にどうなっているんでしょうか。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 先ほど申し上げましたように、当事者の光町の方からは正式にないというお話をいたしましたけれども、内部的には現在、来年度の負担金等について協議をしている段階で、事務レベルでは光町が、将来的には先ほど言いましたように、山武市という方向があるようですけれども、光分場もありますので、現時点においては事務屋段階では全く正式な話はございません。

それも、議員さんのおっしゃるように、ちょっとおかしいんじゃないかということも言え

るんですけれども、この件につきましては、私どもの方から申し入れる話ではありませんので、光町の動向を見ながら協議をしていきたいというふうに、事務屋段階では思っております。

したがって、今回の議案につきましては、あくまでも匝瑳市だけということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第38号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより、討論を省略して議案の採決を行います。

議案第38号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（木内欽市） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は、随時報告をしてください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） それでは、社会福祉課から1点報告させていただきます。

お手元に資料があると思いますので、その資料により報告させていただきます。

旭市社会福祉協議会より寄附採納がございましたので、報告させていただきます。

寄附の物件といたしましては、資料の2枚目に配置図、3枚目に平面図とございまして、これは飯岡保健福祉センターの配置図と平面図でございます。ここを社会福祉協議会が現在デイサービスとして使用しているんですが、ここに増築いたしまして、鉄骨造りの平屋建て67.6平米と修景施設、3枚目の平面図を見ていただくとマーカーで色塗りをしてございますけれども、修景施設14.18平米、工事費2,100万円相当でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ただいまの課長の報告に対して何かご意見ございますか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 資料が突然きょう来たら見ましたので、ちょっとお聞きしたいんですけども、この建物と修景施設である庭につきましては、どういう経過で造られたものなんでしょうか。

旧飯岡町社会福祉協議会の財産であったということだと思うんですけども、この図面だけでは建物そのもののあれがよく分からないのですが、2枚目の設計図、健康福祉センターデイ・サービスルーム増築工事、日野設計さんの平面図がございまして、これは飯岡保健福祉センターの2枚目のどの部分になるんですか。入り口がこれでは分からない。それが1点。

それからもう一つは、旧飯岡町の建物に直接これで見るとくっついている形で建物があるように見えるんですけども、これはどのような経過でもってこういうものが社会福祉協議会で造られたのかということですね。

それから、地方公共団体の建物については一般的に保存登記はされておられませんけれども、福祉法人の場合には、第三者への対抗的な措置として保存登記がされておりますけれども、そういう保存登記などがされている建物なんでしょうか。そこのところ3点お願いいたします。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） まず、場所ですけれども、飯岡の保健福祉センター正面から入りまして、左側に社会福祉協議会の事務室がございまして、そこから北に進みましたところにデイ・サービスルームがございます。この3枚目の図面でいきますと、ボランティアルームとレクリエーションルームとなっておりますが、この部分がデイ・サービスルームとして従前使用されておりました。

それで、1枚目に戻りますけれども、配置図に戻りますけれども、ここにマーカーをしていますが、このちょうど右側がデイ・サービスルームとして従前使用されておまして、ちょうどこの角地を社協さんの方で増築いたしまして市の方に寄附ということになりました。保存登記は……

（発言する人あり）

○社会福祉課長（林 久男） では、後で全体図的なものでお示ししたいと思います。

それから、この経緯でございまして、平成8年度に旧飯岡町さんの方で老人サービス事業、旧飯岡町の社会福祉協議会の方に委託したことから始まりまして、平成12年度の介護保険制度の移行に伴いまして、利用者が増加いたしましたので手狭になったということで、平成17年3月1日に旧飯岡町社協さんの理事会承認委員会で、その部分の増築部分をしようというようなことが承認されまして、この4月に旧飯岡町さんの方に寄附の採納を提出し、旧飯岡町さんの方で承諾を受けまして、4月に工事に着手いたしまして、8月末をもちまして終了となりました。

社協さんもこの7月11日で新社協になりまして、また新市に7月1日ということで合併いたしましたので、新旭市福祉協議会からの理事会承認委員会の再度承認を得まして、旭市への今回の寄附に至った経過でございます。

○委員長（木内欽市） ほかにお聞きしたいことがございますでしょうか。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（林 久男） 失礼しました。登記はされておられません。

○委員長（木内欽市） ほかに所管事項の報告はございませんか。

特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（木内欽市） 次に、請願 1 件の審査を行います。

環境課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 23 分

○副委員長（佐藤芳民） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第 1 回定例会において閉会中の継続審査と決しておりました、請願第 1 号「（株）式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請願について審査を行います。

それでは、審査をお願いします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 第 1 回定例会に出されて、この間現地の視察などをしてまいりましたが、この産業廃棄物処分場の問題は、旧海上町時代から町民に大変関心が高く、ご存じのように、県内初めての住民投票をして皆さん方が圧倒的な反対をしたわけです。

こういう中で、ご存じのように県が不許可にしたものを当時の厚生省が許可を出して、工事の着手がされてしまったわけです。現在地元の住民の方々を含めて、この許可処分の取り消しを求める裁判なども継続しておりますし、今回合併した 1 市 3 町の中でも、特徴的に現在の国の産業廃棄物政策そのものに対する住民の声が、この海上町で決議された決議案に出ていると思うんです。

そういう面で、現地を見て、改めてこの地域の環境がとてもいいところでありまして、ここに管理型の最終処分場ができるということは、新旭市においても当然許されることではないと思いますので、ぜひご採択いただきまして決議をして、県・国並びに報道機関等はこの新旭市議会の意向をぜひ発表していただきたい、このように私は思いますので、皆さん方でご協議いただきたいと思います。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにありませんか。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 本請願についての思いは、ただいまの松木委員の方から申し上げまし

たのと全く私は同じ考え方を持っております。

ただ、この後段に、この反対運動を県民世論に訴えるということになっております。具体的な方法がある程度ここで話し合っていないと、ただ単に知事に反対の決議を上げたとか、あるいは銚子の記者クラブへ行って、こういう事情だということをお話をする。いろいろ方法はあるかと思いますが、やはりここで決議したことが、広く県民の中になるほどなというような伝わり方をしないと、せっかくの決議の意味がぼけてくるんじゃないかなというように思いますので、その辺も意見がありましたら、より多くの委員の皆さんから意見を出していただいて、取りまとめをお願いしたいなと思います。

以上でございます。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

今、松木委員、江波戸委員から、採択してさらにその方法をという意見も出ていますけれども、それに。

蔵佐原委員。

○委員（昂佐原滋之） 私の意見を述べさせていただきますけれども、とにかく旧海上町が抱えてきたいわゆる負の財産であろうと思いますし、町民全体があれだけの高い率で反対を唱えられた、決定をされた、そのことが国や県の姿勢の中でどうも貫かれていかないということで、新旭市の議会がこれを採択して運動を展開することに支援というか、その姿勢を示すということであろうと思いますけれども、私もこれについては採択すべきものであって、そういう方向で力を与えていくということが賢明な正しい方向であろうとは思いますが。

しかし、今私どもがどうしても、国や県の行き方について取り上げられてきた過去のいろいろな騒動の中で、住民の力がどうも通じないというところにぎりぎりのジレンマみたいなものを感じているわけですが、やはり新市のパワーをもって、このことが住民の意思の発露であるということは何らかの形で示すべきだろうというふうに考えます。

まとめませんが、私は、常に住民の代表である議会が、その代表であることの真意を適切な形で示すことが、我々に課せられた姿勢であろうというふうに思います。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにありませんか。

浪川委員。

○委員（浪川光平） 何人かの方が、これについては大変なことであるというような意向でござ

ざいました。私自身もそうであるなというふうに考えます。

江波戸委員の方から、さあ、これからどうしようかというような方法が問いかけられましたけれども、裏ページの請願項目を見ますと、2項目出ています。

1点目は、議会決議を上げることというふうに出ております。これは賛否をとればこれでよろしいと。

2点目、決議を報道機関に知らせ云々と書いてありますが、県民の前に明かにする。つまり、報道機関に知らせて産廃処分場反対の立場を県民の前に明らかにすると、これが方法論ではなかろうかなと思います。

そうしますと、請願のそれ以上のことを突っ込みますと、旭市議会がやらなければならないということは十分承知ですけれども、請願の趣旨からいったら、この二つで取りあえずいいんではなかろうかなというふうに思います。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 請願の今、浪川委員のおっしゃったとおりだと思うんですけれども、私ども、今の70名の議員の任期は来月末までということになっております。それで12月には新しい26名の議員が選ばれるわけですが、こういうことを私たち任特例の中できちっと議決しておけば、次の新しい形での議会の方々が、どういうふうにするかという実際のことは取り扱っていただけるんじゃないかと思うんです。

それは例えば、今私たちが、このことでもって新旭市の大事なことから議会の特別委員会をつくって今までの経過をやっていこうなんて言っても、任期が来月末までですからできないわけですが、ここで議決しておけば、この精神を議員さん方が受け継いでくれる方が多ければ、そういうことで新旭市の議会で合併以前の旧町の問題であるけれども、新旭市全体の問題の一つとして調査その他が始まるということに私はなと思うんです。

今まで海上町の町議会がどういうふうにかじ取りしてきたかということは私は定かではございませんけれども、そういうこともできるし、今、江波戸委員がおっしゃった中身というのも、じゃ、議会はどうするんだ、これだけ決議を上げただけで済まないだろうと。私もそうだと思いますから、そういうことを当然含んでいると思うんですけれども、やはり最後の定例会できちっとこういう議決をしておくということは、とても大事だと思います。

今後、今争われている裁判等でどんな結果が出るかということも、当然新しい議会の議員さん方は関心を持つだろうし、その中での議会としての対応というものを検討されると思

いますので、今採択するということはとても大事なことだと私は思います。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 一番大切なことは、海上議会として非常に申し訳ないんですが、やはり任期はあと1か月で終わりでございます。

そうということで、一番大切なことは、責任転嫁のような話で申し訳ないんですが、新しく生まれた26人の議会にこの問題に真摯に取り組んでもらって、やはり反対運動をぜひお願いしたいなということが大切だと思うんです。

こちらの運動が長期化していくと苦しいですけれども、恐らく会社も資金面で相当苦しいんじゃないかなと。ですから、工事がとんざしていると思うんです。

そうということで、許可は確かに出ておりますけれども、恐らく会社としても、いろいろな困難な場面に直面していくんじゃないかなと。そのときにこちらに反対する母体がなければ、やはり彼らの息の根を止めることができないんじゃないかなというふうに思っております。

まず、請願項目の中の1にございます。これらを精力的にできるだけ多くの県民に知らせると同時に、今までの運動の継続を新しい議会の皆様に大変でもお願いしたいと思います。干潟の問題も恐らく撤退したからといってのんきに構えていたら、またいつかこの種の問題というのは、海上の問題は10年にして芽が出てきたんですから、恐らく干潟の問題も何年かしたら芽が出てくるような不安を私は持っております。

ですから、そうということでぜひこの運動を新しい議会に引き継いでやっていっていただきたいということを個人的には思っております。

以上でございます。

○副委員長（佐藤芳民） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今、先輩の皆さん方からお話がありましたが、一つここでみんなにもう1回考えてもらわなければならないのは、この海上の産廃の最終処分場というものが、海上以外の1市2町で果たして市民・町民の認識がどのくらいあるのかなという部分もあるわけでありまして、市民の声を盛り上げるということで県民にアピールするというようなことであれば、地元の1市3町、新旭市のみんながそれに対するのは危険だと、駄目だと、そういうような感じ方をつくっていかなければならないのかなと、そういうことも思いま

すし、そういう部分で我々議会としてはどういうことができるのかなということも併せて考えていかなければならないと思いますが、その辺ももう少し検討していけたらなと、そんなように思います。

当然今、新市の議会の選挙がありますし、そういった部分でのPR活動、啓蒙活動、危険な海上の最終処分場はだめだと、撤退してもらいたいというようなことも我々は訴えながら、そういう部分でも働きかけをして、請願項目の1は当然やるべきことをやるというようなことでありますけれども、2番目の問題についても、これからの新市の議会議員もやらなければなりませんけれども、今置かれている議員の人にもそれだけの責任があると思いますので、いろいろな面でできる範囲、1市3町の新旭市の市民に理解していただくということをこれからやっていきたいと思っておりますけれども、そのようなこともひとつ考えていただければと、こんなように思います。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 今、江波戸委員、明智委員からいろいろな話が出ましたが、私も、やはりこれは住民の方の要望に沿うように必ずこれに反対して、採択をお願いしていくのが当然だと思っております。

けれども、また第二のこういったことが起こらないとも限りません。それには、私はやはりこの前申し上げましたが、地権者の方によほど気をつけてもらわないと、事の発端はそれでございますので、そういったことも十分に地権者に分かってもらって、そのことがこういった行政だとかいろいろな方、周囲に迷惑をかけることでありますので、そういったことも、ぜひ私は住民の方にとことん分かっていただきたいと思うわけで、二度とこういった場所にならないように。まして、海上町、飯岡町、干潟町さんにはそういった地形的なところがございますので、よほど注意をしていただきたいと思うのが私の本音でございます。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○副委員長（佐藤芳民） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

請願の採決

○副委員長（佐藤芳民） これより討論を省略して採決を行います。

なお、現体制での議会としては、これが最後の定例会となりますので、採決をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

請願第1号 株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにすることを求める請願について、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長（佐藤芳民） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（佐藤芳民） ご異議ないようでございますので、委員長報告は副委員長一任とさせていただきます。

決議案の説明

○副委員長（佐藤芳民） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、決議提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

それでは、請願第1号の決議案について事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局長（来栖昭一） それでは、請願第1号の決議案についてご説明いたします。

お手元に配布してございます株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える決議案をごらんいただきたいと思います。

決議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一君、決議案朗読により説明する）

○副委員長（佐藤芳民） 事務局長の説明は終わりました。

それでは、協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 請願に付いていた決議案というのを前に配られていて、その中身についてこれと同じなので、私もいろいろ今まで考えてきたんですけども、今回配られたものの下から9行目から5行目までの過去の海上町であったことと、それから資金の問題というのは、こういう議決にのせるべきなのかなということをずっと考えてきたんですけども、どうしてもこういう過去の事実を言わないと、この決議が重みを持たないということであれば、それは必要だと思うんですけども、そのことだけ今まで気になっていたの、皆さん方で議論していただきたいなとは思っております。全くの個人的な意見です。

○副委員長（佐藤芳民） 松木委員が個人的とはいいながら、案に対して意見が出ていますようにですけども、皆さん、どうでしょうか。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 文章ですからいろいろなスタイルがあると思うんですが、ここで言っていることは、エコテックというのは、いろいろな、最初は伸葉土地開発という会社を恐らく買収してきたんだと思うんですよ。

そういう経過の中で、今は工事をやっておりますから、非常に紳士的でやっておりますけれども、当初は本当にごろつきの団体と同じような団体だったんです。ですけども、やはりアピールする意味でのインパクトというものは、こういう会社の体質であるということと同時に、この会社そのものが今まで何ら仕事をやってきていない会社ですから、このためにできた会社ですから、資金繰りがつかないという会社の体質と財政状況といいますか、そういうものを表に出すということは、やはりなるほどこんな会社なのかなと。反対の本論とはちょっと横道へそれると思うんですけども、会社を前面に出す意味で、恐らくこういう表現を使ったんじゃないかなという気がしますので、私はあえて表に出す意味からすれば、かえって彼らの恥部を表に出すということはいいいことじゃないかなと思います。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

（発言する人あり）

○副委員長（佐藤芳民） 意見はあるようですが、原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（佐藤芳民） 特にないようですので、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える決議は、ただいまご協議のとおりとしたいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（佐藤芳民） 異議ないようでございますので、本決議につきましては、ただいま協議のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいま協議いただきました決議の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者について協議をお願いしたいと思います。

それでは、発議案の株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える決議案の提出者並びに賛成者について、ご協議をお願いしたいと思います。ご意見がございましたらお願いいたします。

（「提案者全員」という声あり）

○副委員長（佐藤芳民） 全員という意見が出ていますが。

（発言する人あり）

○副委員長（佐藤芳民） それでは、ただいま蔵佐原委員のご意見のとおり、提出者は私で、賛成者は全員とするということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（佐藤芳民） 異議ないようでございますので、提出者は私佐藤芳民と賛成者は委員全員とそうように準備を進めたいと思います。

○事務局長（来栖昭一） 大変申し訳ございません。例の決議案をもう一度ごらんいただきたいと思います。

この中で、下から5行目、「よって、本議会は改めて」と書いてございますね。これが本議会は旧海上町議会の産廃反省を踏まえて直してもらいたいという意見がございました。すみません、漏らしておりましたので、そこをもう一度協議いただきたいと思います。

○副委員長（佐藤芳民） 今、事務局から補足説明がございましたけれども……

（発言する人あり）

○副委員長（佐藤芳民） しばらく休憩します。

署名をお願いします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時02分

○副委員長（佐藤芳民） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

環境課長より先ほどの旧干潟町の件、説明をお願いします。

○環境課長（堀川茂博） 旧干潟町の環境シンフォニックの関係で、実は先週からちょっと動きがありまして、ご報告したいと思います。

炉のメーカーが環境保全株式会社といいまして、先週、炉のメーカーの方からフェンスを取り外してほしいという申し入れがありまして、実際現場の方には炉が入ってしまっていますので、入らない前であれば全く拒否できるんですけども、私どもの方としては早く炉を持って帰っていただきたいということで、フェンスを先週の金曜日に外しまして、建設課の方が担当部署ですので外しまして、それからきのうですけれども、3トン車ぐらいのユニック車を持ってきて、小さい部品の方を搬出、どこへ移動しているのかちょっと分かりませんが、炉のメーカーの方が搬出を始めております。

ただ、溶融炉につきましては、鋼鉄と耐熱性の耐火物でできておりますので、見た目よりかなり重さがありますので、炉の方はまだ撤去されておられません。撤収されておられません。

ただ、私ども環境課の方では、きのうからずっと監視を続けておりますので、皆様方には、一歩後退してくれたかなということでご報告したいと思います。

ただ、先ほど松木議員さんからもちょっと話がありましたけれども、私どもとしては、炉が仮に撤収されたとしても、これから先のああいふ、どちらかといいますと、産廃の業者から見ますと、下に産廃も埋まっているし適地ですよ。ほかに用途がないということで、ただ、あそこの場所につきましては搬入路がないという意見があるんですけども、それにしても、あれだけの面積で、手前には産廃が不法投棄されているということで、樂觀は全くしませんので、産業廃棄物の撤去の絡みもありますので、監視カメラの方も一気に移動したいというふうに思っております。

あと、訴訟につきましても、今検討しているんですけども、損害賠償訴訟というのは通常の事項と違いまして長期にわたるということを認識しておりますので、異議申し立てに対する訴訟の方は6か月と以前ご説明いたしましたけれども、期限がございますけれども、

損害賠償訴訟等については、多分長期ということで30年ぐらいであろうかと思いますので、当分楽観はできないというふうに思っております。

それから、産業廃棄物につきましては、海匠事務所の方と搬出業者の方と現在交渉しておりますけれども、原因者の方が産廃を入れるのは簡単なんですけれども、じゃ、適正処理してという話になりますと、数倍、場合によっては何十倍という費用がかかりますので、全くそういう弁済の負担ができない方だということで、神奈川県の方になりますけれども、搬出者の一部は見つかっておりますので、それらと交渉しております。

ただ、どうもわけのわからない人が出入りしているものですから監視カメラは必要であるということで、監視カメラをつけますと、私ども環境課の方に、タイムラグで車が通れば映像が送られてくるということになりますので、多分抑止力についてはかなり効果があるのではないかとということで進めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（佐藤芳民） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時08分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 木 内 欽 市

副委員長 佐 藤 芳 民

建設経済常任委員会

平成17年11月22日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第41号 旭市営土地改良事業の計画変更について

出席委員（13名）

委員長	向 後 和 夫	副委員長	菅 谷 源兵衛
委員	伊 藤 清 昌	委員	久須美 佐 内
委員	向 後 保 夫	委員	大 槩 博
委員	木 内 兵 衛	委員	加 瀬 義 夫
委員	藤 田 昌 功	委員	伊知地 直
委員	嶋 田 哲 純	委員	長谷川 喜代司
委員	越 川 芳 男		

欠席委員（3名）

委員	林 正一郎	委員	石 毛 忠 雄
委員	鶴 谷 富士男		

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（19名）

助 役	重 田 雅 行	商工観光課長	小 田 雄 治
農水産課長	堀 江 隆 夫	建設課長	米 本 壽 一
都市整備課長	島 田 和 幸	下水道課長	山 崎 健 次
農業委員会 事務局 その他担当 職員	野 口 徳 和		
	12名		

事務局職員出席者

事務局次長	堀江通洋	主	査	穴澤昭和
主任主事	飯田裕紀子			

開会 午前 9時57分

○委員長（向後和夫） 皆さんおはようございます。

本日は大変ご多忙の中を、建設経済常任委員会ということでご参集をいただきまして、大変ありがとうございます。

付託をされました議案は1件でございますが、委員の皆さん方には慎重審議をお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

ただいまの出席委員は13名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） 皆さん、おはようございます。朝早くからご苦労さまでございます。

建設経済常任委員会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、当委員会にお諮りしてございます案件でございますが、今委員長の方からお話がありましたように、議案第41号 旭市営土地改良事業の計画変更について、1件でございます。

内容につきましては、国の補助事業として実施しております玉浦川地区の基盤整備促進事業、これの事業費の減という形での計画変更に当たりまして、土地改良法に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

委員の皆様によりしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、簡単ですけれどもあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） どうもありがとうございました。

議案説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第41号 旭市営土地改良事業の計画変更についての1議案であります。

これより付議議案の審査を行います。

議案第41号について、農水産課長は説明をしてください。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第41号につきまして提案説明をさせていただきます。

この件につきましては、ご承知のように土地改良事業、土地改良法96条の3に土地改良事業等の変更があった場合にという、こういう時につきましては議会の議決を得る、そういう実は法的規定があります。今回、この96条の3に基づきましてご審議いただくものでございます。

お手元の地図をお目通しいただきたいと思います。

場所につきましては、飯岡地区の玉浦川ということで、この地図にありますように海の方へ流れています川でございます。この川につきましては、いろいろな農業用関係の排水、非常に重要な役割を果たしているわけでありますけれども、なかなか狭い、いろんな住戸がありまして、この川だけでは受け切れない、そんなことで、実はバイパスの水路を農業用関係の予算で現在進めてきているものでございます。

場所的には、ここにありますように赤く塗りました所、光台寺という飯岡助五郎の墓ですか、その南側市有地になるかと思えます。ここが、市道でありますけれども、市道の中をバイパス水路ということで市道の下に管を巻き付けまして玉浦川の水を流すと、そういう事業でございます。

最後の方の流末等につきましては県に整備をしていただく。この市の中の土地改良事業では、これらの市道に349.3メートル、この延長区間を整備をさせていただくものでございます。

事業の実施につきましては、平成15年から平成18年度というようなことで採択を受けて現在まで進めてきております。国からの支援を50%、県から20%いただきまして、残り30%が市の負担で、市営の土地改良事業ということで現在まで施工されております。

土地改良事業の中では、おおむね10%事業費等が変更になる場合につきましては議会の議決が必要、今回議決するものでありますけど、主な変更等につきましては先ほど助役の説明がありましたように事業費が変わってきます。当初6,200万円を予定していたものが5,200万円、約1,000万円ほど事業費の減になる。

その事業費の減の主な理由としましては、当時の積算ですと遠心力鉄筋コンクリート管ということでヒューム管というんですか、そういうものを埋設する計画で事業を実施して計画を立てました。近年、高度ポリエチレン管、これの方が突出しまして、これを使うことによ

りましてより安価な事業ができる、そんなことで材質等につきましても同じような強度を持っている、そんなことで県の指導に基づきまして、事業費を軽減すべく材質の変更をさせていただいているものでございます。

そういうことでよろしくご審議いただきまして、ご承認いただけますようよろしくお願いをします。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長の説明は終わりました。

議案第41号について質疑がありましたらお願いいたします。

藤田委員。

○委員（藤田昌功） ちょっと一つ教えていただきたいんですけど、この水路に直接関係ないけれども、この玉浦川として東側の方に流れている旧河川、このものについては当然雑排水が流れ込んでいるんでしょうね。そうすると、この新しくここに計画した部分について、この地域に住む、この上の方に住宅らしいものが幾つかありますけれども、ここに住む、雑排水がここに入るのかどうか、そこを教えてください。

○委員長（向後和夫） 藤田委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ただいまのご質問でありますけれども、農業関係でこの事業を実施しておりますけれども、そういう雑排水等も実はちょっとそれは入ってきます。それを流さないというのはなかなか難しいということでご理解……。

○委員長（向後和夫） ほかにご質疑はございますか。

加瀬委員。

○委員（加瀬義夫） 今の整備計画延長の部分の赤線の部分なんですけれども、施工するものがコンクリートヒューム管からビニール管に変えたということでございますけれども、これはどの程度のものを入れる。それからもう一つ、飯岡助五郎の墓と書いてある、地図に書いてある「岡」のところの接点が旧水路と接すると、それからもう1点、途中でこっちの玉浦川で、この接点に接すると、この三つは一緒になっていくのか、それともこの赤い部分のみでいって横断する大手のものは水としては交わらないのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 加瀬委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ただいまのご質問でありますけれども、当然この赤い所に接続をし

ます水路がいろいろあります。そこは受けまして、それも含めて流すような計画でございます。

あと、管の太さですけど、700の管を予定しております。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第41号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第41号 旭市営土地改良事業の計画変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第41号は原案どおり可決いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後和夫） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時に報告をしてください。

建設課長。

（建設課長 米本壽一、「谷丁場遊正線」について説明する）

○委員長（向後和夫） ただいま建設課長からの報告がありました。

（質問していいですか」の声あり）

○委員長（向後和夫） もう2課長の報告がございますので、商工観光課の方、お願いします。

（商工観光課長 小田雄治、「旧1市3町の商工会議」について説明する）

○委員長（向後和夫） 続いて、農水産課長。

（農水産課長 堀江隆夫、「国の施設園芸における原油価格高騰対策」「農林漁業金融公庫の経営相談会」について説明する）

○委員長（向後和夫） ただいま建設課長、商工観光課長、農水産課長の報告が終わりました。

何かお聞きしたいことがあればお願いいたします。

藤田委員。

○委員（藤田昌功） 建設課長に、では2点ほどお伺いしたいんですけど、一つは、この新しく道路を整備するわけですが、今は川からすぐの所から迂回をしていますよね。つまり、今回買収された。あの場合、道路として整備するのはどの部分なのか、つまり広げた部分っていうのはかなり幅が広くなっちゃうので、一部廃道でもするつもりなのか、それともそのまま道路敷としてやって工事するつもりなのか、それを一つ教えてください。

それから、これは前の議会で課長自身からのお話が出たと思うんだけど、さっきの椎名内の排水路の整備が来年度予定されている。それにつれて、あとは川口とか、それから西野のあれっていうのはそのまま出て、順繰りに遅れちゃうんでしょうかね。ちょっとその辺のところ教えてください。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 今、藤田委員から頼まれた道路の関係、コピーを焼いて皆さんにちょっと分かりやすく説明したいと思います。廃道敷にするかどうかというのはちょっと言葉だけじゃ分かりにくいと思いますので、今ちょっと焼いてきますのでお待ちいただきたいと思います。

それと、排水路の関係です。従来から旧旭市の排水というのは大きく非常に困っている所が三つあるわけです。それが藤田委員、今言われたように椎名団地から瀬道、そこから文化会館に通じる所の水路を整備しようということで1か所改修しようというのが、今年度でございます。

それから、二つ目に川口という所が非常に困っている地域でございます。これは川魚料理の川千家さん、この辺から東に向かってくる、あの辺一体が困っていると。

三つ目に、藤田委員の北側というんですか、東側というか、この辺の所の川向西野という所が、西野市営住宅、西野団地であります。その辺の一体が、その辺の水を新川に引っ張るという計画なんですけれども、この3か所が非常に困る。

椎名団地から文化会館までが遅れたことによって、みんな遅れちゃうのかということですが、そんなことはありませんで、まず川口につきましては分水といいまして、今まで1か所しか、高橋川しか流れてなかったものを念仏川の方に流すことをやってみました。これはもうやってみましたが、あとは効果がどうなのか。恐らく効果があるはずですが、1か所しか流れない所を2か所に分けたわけですから、これは効果があります。これは終わりました。で、椎名団地につきましても、これは今年やりますよという約束ですから、その構造物は確かに大きなお金がかかるのは来年に回しましたけれども、取りあえずは流れるようにはしたいと思います。これ約束ですので、流れるようにしたいと思います。

最後に西野ですけども、椎名団地が終わってから西野もやりますよという約束ですから、そんなに遅れないはずですが、また遅れないようにやりたいと思います。

先ほど谷丁場遊正線、広く買収したんだから、もとある道路を廃道にしてはどうかという質問ですけど、これは廃道にしません。そこに接続されている道路もありますし、地区内道路、そこにも使えますから廃道にはしません。そのまま使います。広くなったその三角の

部分、細かく言えば残るんですけども、その点につきましてはゼブラマークを引いて安全地帯にするとか、そういったことで活用したいと思っています。

図面まだ来ませんが、また図面来たらもうちょっと、この位置ですよということをもう一度基礎からお話ししたいと思います。

○委員長（向後和夫） それでは、図面が来るまでの間、ほかに質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ありませんか。では、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時29分

○委員長（向後和夫） 1分ほど早いですが、全員集まっているようですので、休憩前に続きまして会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） では、先ほどのご説明申し上げます。

縦長に見ていただけますでしょうか。上に赤いTの字になっている所が大規模農道です。ずっと下を見てみますと鎌数といって、これも工業団地の一角になります。下からいきますと青、赤、青、赤でいってまいますが、青い所が今藤田委員の質問あったところだと思います。青い所の左側にもとの道路敷が薄く見えるのが分かりますか。じゃあ廃道敷にするのかというのが先ほどの質問でございます。これは水路があったり、十字路、T字路があったり、農道があったりしますので、これらは残したいということの意味です。

以上でよろしゅうございましょうか。

（「はい」「越川委員から今質問が……」の声あり）

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 越川委員、今ご質問あったのは、この秋田川という川の下に赤い四角のところが、これは何だという話なんですけれども、これはハウスがあったわけです。現在もうこれはハウスは移転してございます。このハウスが支障があった所で、補償してどいてもらいました。どいてもらいましたっていうか移動してもらいましたところの赤い印です。これは……

（「ハウスの敷地までされているんですか」の声あり）

○建設課長（米本壽一） はい。そういうことでハウスがあつて植木がここにあったんです。それを全部補償してこの道路が完成するということになったものであります。

○委員長（向後和夫） 建設課長の答弁が終わりました。

ほかに質疑ございませんね。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後和夫） 以上をもちまして、審査を全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時31分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫